

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年10月9日 05時40分ごろ
発生場所	宮城県南三陸町志津川港南東方沖 寺浜灯台から真方位163°1,150m付近 (概位 北緯38°37.6′ 東経141°31.9′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>りんりん</sup> 凧々丸は、南進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年10月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 凧々丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	210-58287宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	不詳（船体行方不明）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約2m、潮汐 下げ潮の中央期 南三陸町及び宮城県石巻市には、10月8日07時34分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で志津川港を出港し、志津川湾を東進した後、石巻市<sup>おっば</sup>追波湾の釣り場に向けて志津川湾南方海域を南進中、左舷船尾方から大きな磯波を受けて船体が持ち上げられ、右舷側に傾斜して転覆し、船底を上にした状態となった。</p> <p>船長は、同乗者と共に海に投げ出された後、本船の船底に<sup>は</sup>這い上がり、船舶所有者に携帯電話で救助を依頼し、来援した地元の水難救済会の所属船に同乗者と共に救助された後、病院に搬送され、頭部打撲と診断された。</p> <p>本船は、転覆状態のまま漂流し、その後行方不明となった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、船舶所有者の操船により追波湾の釣り場に10回以上行った経験があったが、本船に船長として乗り組むのは本事故当時が初めてであり、志津川湾南方海域の詳細な水深を把握していなかった。</p> <p>船長は、岩場が多く水深の浅い海域では波が立ちやすいことは知っていた。</p> <p>船長は、志津川湾を航行中にうねりを認めたものの、それほど波高があるわけでもなく、また、うねりがある状況下、船舶所有者の操船により、いつもどおり陸岸寄りを航行して追波湾の釣り場まで航行し</p>

	<p>たことがあったので、本事故当時も同じように航行しても支障はないと思っていた。</p>
分析	<p>本船は、波浪注意報が発表されている状況下、南進中、船長が、うねりを認めたものの、航行に支障はないと思い、波が立ちやすい水深の浅い海域で航行を続けたことから、左舷船尾方から大きな磯波を受け、船体が持ち上げられた状態となり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、波浪注意報が発表されている状況下、うねりを認めたものの、過去にうねりがある状況で船舶所有者の操船により陸岸寄りを航行して問題がなかったことから、航行に支障はないと思い、航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、波浪注意報が発表されている状況下、本船が南進中、船長が、うねりを認めたものの、航行に支障はないと思い、波が立ちやすい水深の浅い海域で航行を続けたため、左舷船尾方から大きな磯波を受け、船体が持ち上げられた状態となり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、水深の浅い海域では沖からのうねりにより急に高い磯波が発生することがあるので、事前に海図等により航行予定海域の水深等を確認し、水深の浅い海域には近づかないこと。</li> <li>・ 小型船舶は、波浪の影響を受けやすいので、波浪注意報が発表されている場合は、出航しないこと。</li> </ul>